

資料4

落札者決定基準

大阪市教育委員会就学事務システム（学齢簿編製等・就学援助等）

標準化移行支援業務委託

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総合評価点の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札検討会議において、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(1) 技術評価点（提案内容の評価）

提案内容の評価は、「落札者決定基準（別紙）」に基づき提案内容を評価し 750 点を与える。

(2) 価格評価点（入札価格の評価）

入札価格については、後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数を与える。

(3) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

(4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

上記で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数（以下「総合評価点」という）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」のバランスは、3 対 1 とし、入札者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

$$\text{総合評価点 (1000 点)} = \text{技術評価点 (750 点)} + \text{価格評価点 (250 点)}$$

(5) 総合評価点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

「技術点における重要項目の合計点数」が高い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「技術評価点における重要項目の合計点数」が同じ場合

別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

2 提案内容の評価

(1) 技術評価点の評価

「技術評価点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

ア 評価項目の大分類の設定、配点

「落札者決定基準（別紙）」に基づき評価項目の分類、配点を設定する。

分類	配点設定	配点割合
I 本事業の目的・基本方針	190	25.3%
II 本業務における提案概要	160	21.3%
III 業務要件	400	53.4%
合計	750	100.0%

イ 評価項目の評価点の考え方

評価項目単位の採点は0～5点までの6段階で評価する。

- (ア) 非常に優れた提案は「5点」とする
- (イ) 優れた提案は「4点」とする
- (ウ) 発注者で想定していた提案であれば「3点」とする
- (エ) 低いレベルの提案は「2点」とする
- (オ) 非常に低いレベルの提案は「1点」とする
- (カ) 記述のないものは「0点」とする

※ 評価項目が1つでも1点以下であれば、落札者としない。

ウ 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、2～10までの加重点を項目ごとに設定する。

エ 技術評価点の計算

項目評価点の合計を配点の合計（750点）とする。

(2) 技術評価点の減点について

ア 提案書のページ数について

提案書の総ページ数が30ページから40ページの範囲で作成し（付属資料、表紙及び目次を除く。）、30ページ未満や40ページを超過した場合は、「技術評価点」から65点を減点する。なお、総ページ数が上限を大きく逸脱している場合は、評価しないことがあるので注意すること。

イ 技術評価点について

「技術評価点」の合計が 50%未満（375 点）の場合には落札者としない。

ウ 重要項目について

発注者が特に重要と考える項目を重要項目として設定する。重要項目は「落札者決定基準（別紙）」に示すとおりとする。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{「価格評価点」} = 250 \text{ 点} \times (1 - \text{「入札価格」} / \text{「予定価格」})$$

予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、発注者にて設定する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者としない。（提案内容の評価は行わない。）

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

以上